

地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護事業所 ウェルケア高浜 運営規程

(目的)

第1条 社会福祉法人喜久寿が設置する地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護事業所 ウェルケア高浜（以下「施設」という）は、居宅において常時介護を受けることが困難な要介護者等の入所を受け入れて適正な、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護サービス（以下「施設サービス」という）を提供することを目的とする。

(運営方針)

第2条

- 一 施設は、地域密着型施設サービス計画（以下「施設サービス計画」という）に基づき、可能な限り居宅における生活への復帰を念頭において、入居前の居宅における生活と入居後の生活が連続したものとなるよう配慮しながら入浴、排泄、食事等の介護、社会生活上の便宜の提供、その他の日常生活上の世話、機能訓練、健康管理及び生活の援助を行うことにより、各ユニットにおいて入居者が相互に社会的関係を築き、入居者がその有する能力に応じた自立した日常生活を営むことが出来るようにするものである。
- 二 施設は、入居者の人格を尊重し、常に入居者の立場にたって施設サービスの提供に努める。
- 三 施設は、地域や家庭との結びつきを重視し、市町村、居宅介護支援事業者、居宅サービス事業者、他の介護老人福祉施設やその他の保健、医療又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努める。

(施設の名称)

第3条 この事業を行う施設の名称を、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護事業所 ウェルケア高浜と称する。

(施設の設置)

第4条 愛媛県松山市松ノ木2丁目789番地に本事業所を設置する。

(実施主体)

第5条 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護事業所の実施主体は社会福祉法人喜久寿とする。

(職員の職種、員数及び職務内容)

第6条 別紙1のと通りの職員配置と職務内容とする。

(入所者の定員)

第7条 施設の入居者の定員は1日当たり29人（2階 陽だまりユニット10名）（2階 ふじさんユニット9名）（3階 若葉ユニット10名）の3ユニットとし、入所定員及び居室の定員を超えて入所してはならない。ただし、災害、その他のやむを得ない事業がある場合はこの限りではない。

(入居者に対する施設サービスの内容)

第8条 入居者に対する施設サービスの内容は次のとおりとする。

- 一 施設サービス計画の作成
- イ 管理者は、介護支援専門員に、施設サービス計画の作成に関する業務を担当させる。
- ロ 介護支援専門員は、入居者の心身能力と環境等を評価して、利用者が現に抱える課題を明らかにして、日常生活を自立して営むことが出来るよう実態の把握をする。
- ハ 介護支援専門員は、入居者、家族の希望、入居者について把握された解決すべき課題に基づきサービス提供に当たる職員との協議の上、サービスの目標、達成時期、サービス内容及び留意事項を盛り込んだ施設サービス計画の原案を作成する。
- 二 介護支援専門員は、入居者、家族に対し、施設サービス計画の原案を説明し文書により入居者の同意を得た上で利用者に交付する。
- ホ 介護支援専門員は、施設サービス計画の作成後においても、サービス実施状況の把握のため、サービス提供職員との連絡を継続的に行い、必要に応じて施設サービス計画の変更を行う。

二 施設サービスの方針

- イ 入居者がその有する能力に応じて、自らの生活様式及び生活習慣に沿って自立的な日常生活を営むことができるようにするため、施設サービス計画に基づき、入居者の日常生活上の活動について必要な援助を行うことにより、利用者の日常生活を支援する。
- ロ 施設はユニットにおいて入居者がそれぞれの役割を持って生活を営むことができるよう配慮しなければならない。
- ハ 施設側にたったケアの予測をやめ、入居者の必要としているケアを実施する。
- ニ 入居者の要介護状態の軽減若しくは悪化の防止に資するよう、その者の心身の状況等に応じて、プライバシーの確保に配慮して介護を行うものとする。
- ホ サービス提供職員は、常に本人、家族に理解されるよう説明と了解を得るよう努める。
- ヘ 入居者の生命、身体を保護するため緊急の場合を除き、身体的拘束や入居者の行動を制限する行為を行わない。
- ト 施設サービスの提供は、施設サービス計画に基づき、漫然かつ画一的なものにならないよう配慮して行う。
- チ 施設サービスの質の評価を行い、常に改善を図る。

三 介護サービス内容

- イ 介護
 - (1) 介護はユニットにおいて入居者が相互に社会的関係を築き、自立的な日常生活を営むことを支援するよう、入居者の心身の状況等に応じて、適切な技術を持って行うものとする。
 - (2) 入居者の日常生活における家事を、入居者がその心身の状況等に応じて、それぞれの役割を持って行うよう適切に支援する。
 - (3) 適切な方法により適宜入浴または清拭を行う。

- (4) 排泄は個々の心身の状況に応じた適切な見守り、一部介助、全面支援等を行い、自立について必要な援助を行うとともに、おむつを使用せざるを得ない入居者については、排泄の自立を図りつつおむつを適切に取り換えるものとする。
- (5) 離床、着替え、整容その他入居者が必要としている日常生活上の支援を適切に行う。
- (6) 褥瘡が発生しないよう適切な介護を行うとともに、その発生を防止するための体制を整備するものとする。
- (7) 昼間についてはユニット毎に常時1人以上の介護職員又は看護職員を介護に配置させるものとする。

ロ 食事の提供

- (1) 入居者には1日3回給食するものとする。
- (2) 栄養ならびに入居者の身体状況、嗜好を考慮したものでなければならないとともに適切な時間に行うものとする。
- (3) 入居者の生活習慣を尊重した適切な時間に提供するものとし、入居者がその心身の状況に応じてできる限り自立して食事を摂ることができるよう必要な時間を確保しなければならない。
- (4) 食事の提供は、入居者が相互に社会的関係を築くことができるよう入居者の自立の支援に配慮して、可能な限り離床して共同生活室で行うよう努める。

ハ 健康管理

施設の医師又は看護職員は、常に入居者の健康の状況に注意し、必要に応じて健康保持のための適切な措置をとるものとする。

ニ 機能訓練

施設は、常に入居者に対して、その心身の状況等に応じて、日常生活を営むのに必要な機能を改善し、又はその減退を防止するための訓練を行うものとする。

ホ 相談、助言

施設は、常に入居者の心身の状況、その置かれている環境等の的確な把握に努め、入居者又はその家族に対して、その相談に応じるとともに、必要な助言その他の援助を行うものとする。

ヘ 社会生活上の便宜の提供

施設は入居者の嗜好に応じた教養娯楽設備に係る活動の機会の提供と自立的な活動支援を行う。又、日常生活上必要な行政機関における諸手続き等について入居者及びその家族が行う事が困難な場合は、入居者の同意の下でその代行事務を行う。施設は、常に入居者の家族と連携を図るとともに入居者とその家族との交流等の機会を確保するとともに入居者の外出の機会を確保するよう努めなければならない。

(利用料)

第9条 施設サービスを提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準によるものとし、当該施設サービスが法定代理サービスであるときは、利用者負担割合に応じた額の支払いを受けるものとする。

(その他の費用)

第10条 施設は、前条の支払を受ける額のほか、次の各号に掲げる費用の額を徴収することができる。

- | | | | | |
|---|---|---------------|----------|----|
| 一 | 居住費 | 利用料金：ユニット型個室 | 2,066円／日 | |
| 二 | 通常の食事 | 利用料金：1,445円／日 | | |
| 三 | 電気代 | 50円／日 | | |
| 四 | 入居者が選定する特別な食事の提供を行ったことに伴い必要となる費用 | | | 実費 |
| 五 | 理美容代 | | | 実費 |
| 六 | インフルエンザ予防接種費 | | | 実費 |
| 七 | レクリエーション、クラブ活動 | 参加費、材料代 | | 実費 |
| 八 | 前各号に掲げるもののほか、施設サービスにおいて供与される便宜のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、その入居者に負担させることが適当と認められるものの費用 | | | 実費 |
- 2 前項の費用の額に係るサービスの提供に当たっては、入居者又その家族に対し、予め当該サービスの内容及び費用について説明を行い、同意を得るものとする。

(施設利用に当たっての留意事項)

第11条 施設利用に当たっての留意事項は次のとおりとする。

一 (入居対象者)

イ 施設は身体上又は精神上著しい障害があるために常時介護を必要とし、居宅における生活が困難であると認められる者を対象に、施設サービスを提供する。

二 (入居)

イ 施設は、正当な理由なくして入居を拒んではならない。又、入居の決定については、施設長、生活相談員、介護支援専門員、看護職員、介護職員、第三者委員の合議によって決定する。

三 (退所)

イ 本人或いは家族が退所を申し出た場合。

ロ 入居者が死亡したとき。

ハ 入居者が連続して3か月を超えて病院又は診療所に入院すると見込まれる場合もしくは入院した場合。

ニ 入居者が介護老人保健施設に入所した場合もしくは介護療養型医療施設に入院した場合。

ホ 偽りその他不正の行為によって保険給付を受けようとしたとき。

ヘ 利用負担金を3か月に渡り滞納し、相当期間を定めた催促にもかかわらずこれが支払われない場合。

四 （入居者の入院期間中の取扱い）

イ 施設は入居者について、病院又は診療所に入院する必要がある場合であって、入院後おおむね3か月以内に退院することが明らかに見込まれるときは、その者及びその家族の希望等を勘案し、必要に応じて適切な便宜を供与するとともに、やむを得ない事情がある場合を除き、退院後再び当該施設に円滑に入所することができるようにするものとする。

五 （退所の処置）

入居者が退所する場合は、家族の同意を得て退所後の居宅介護支援事業者との連携、さらに遅滞なく市町村にその旨を通知する。

六 （入居者の留意事項）

- イ 入居者が外泊、外出しようとするときは、その都度、外出、外泊先、用件、帰宅する予定時刻を管理者に届け出て、その承認を得ること。
- ロ 火気の取り扱いに注意するとともに、所定の場所以外で喫煙しないこと。
- ハ 建物、備品その他器具を破損させたり、許可なく持ち出さないこと。
- ニ 喧嘩、口論又は暴力行為等、他の者の迷惑になることをしないこと。
- ホ 許可なく飲酒しないこと。

七 （苦情処理）

- イ 施設は、苦情を迅速かつ適切に対応するための窓口を置く。
- ロ 施設は、入居者からの苦情に関して市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導、助言を受けた時は当該指導または助言に従って迅速に改善を行う。
- ハ 施設は、入居者からの苦情に関して国民健康保険団体連合会が行う調査に協力するとともに、国民健康保険団体連合会から指導、助言を受けた時は当該指導または助言に従って迅速に改善を行う。
- ニ 施設は苦情を受け付けた場合は、その内容を記録する。

八 （秘密保持）

施設の職員は、正当な理由がない場合、その業務上知り得た入居者又はその家族の秘密を漏らしてはならない。退職後も同様にその秘密を漏らしてはならない。

（事故発生時の対応）

第12条

法人は事故発生時の対応及び防止の指針を整備し入居者に対する介護サービスの提供により事故が発生した場合は、速やかに松山市、入居者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じるものとする。

- 二 施設の職員は、事故の状況及び事故に際して採った処置について記録するものとする。
- 三 施設は、入居者に対する施設サービスの提供にあたって、施設の責に帰すべき事由により事故が発生し、施設に過失があると認められる場合に限り、入居者の生命・身体・財産に発生した損害を入居者に対して賠償する。

但し、入居者に過失がある場合は、免責又は賠償額を減ずることがある。施設は、事故発生に備えて損害賠償責任保険に加入する。

(緊急時の対応)

第13条 施設は、緊急時の対応方法として、体調の変化等、緊急の場合は必要な緊急措置を行うとともに緊急連絡先に連絡を行うものとする。

(会計)

第14条 施設会計は、他の事業の会計と区別し、会計年度は毎年4月1日から次年の3月31日迄とする。

(非常災害対策)

第15条 施設は、非常災害（火災、地震、水害等）に関する具体的計画を立て、事業所内の見やすい場所に掲示し、非常災害に備えるため、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行うものとする。

(記録の整備等)

第16条 施設は、次の諸記録その他重要な帳簿を整備するものとする。

- イ 利用料等に関する重要な関係書類
- ロ 介護計画、その実施状況及び目標の達成状況、その他サービス提供に関する諸記録
- ハ 入居者に関する市町村への通知
- ニ 介護に係る入居者及びその家族からの苦情の記録
- ホ 身体拘束等の態様及び時間、その際の入居者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録
- ヘ 事務に関する記録
- ト その他施設運営に関して重要な書類
- ニ 前項に関する書類は、その完結の日から5年間保存しなければならない。

(職員の就業規則及び給与規程等)

第17条 職員に対しては、この規程によるほか、当法人の就業規則、職員給与・退職金規程、嘱託職員等の採用及び給与に関する規程、契約職員等の就業及び給与に関する規程、旅費規程、防火規程、職員親睦会規程等を適用する。

(地域との連携)

第18条 施設は介護の提供にあたっては、入居者とその家族、地域住民の代表者、地域包括支援センター職員、有職者、市職員等により構成される協議会を設置し、おおむね2カ月に1回以上活動状況を報告し、評価を受けるとともに必要な要望、助言等を聴く機会を設ける。また、この会の内容を記録し、公表するものとする。

(感染症防止に対する事項)

第19条 職員は感染症に対する適切な知識を持ち、日常業務において感染症対策が実施できる
よう次の処置を講ずるものとする。

- (1) 感染症に対する定期的な研修の実施
- (2) 感染症対策マニュアルの整備

(虐待防止に関する事項)

第20条 施設は入居者の人権の擁護・虐待防止のため次の処置を講ずるものとする。

- (1) 虐待を防止するため指針を明確化し、施設の見やすい場所に掲示する。
- (2) 担当者を設置（介護主任・田中 公人）
- (3) 虐待を防止するための職員に対する研修の実施
- (4) 虐待を防止するための委員会の開催
- (5) 入居者及びその家族からの苦情処理体制の整備
- (6) その他、虐待防止のために必要な処置

施設は虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合には、速やかに、これを松山市に通報する。

(ハラスメントに関する事項)

第21条 施設は入居者の継続的、円滑なサービス利用が害されることを防止するため、入居者
に対する性的な言動、身体的、精神的なハラスメントを防ぐため指針を明確化する。一方
で職員の安全を確保し、安心して働き続けられる労働環境を構築し、ひいては人材の定着
につながることを目的とし、方針の明確化等、必要な処置を講ずるものとする。

(業務継続計画の策定に関する事項)

第22条 事業者は、感染症や非常災害の発生時において、入居者に対して必要なサービスの
提供を継続的に実施するため次の計画を策定する。

- (1) 非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定
し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講ずる。
- (2) 事業者は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練
を定期的の実施するものとする。
- (3) 事業者は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行う
ものとする。

(補則)

第23条 この規程に定める事項ほか、運営について必要がある場合は、松山市条例による他、
事業に必要な事項は、「社会福祉法人喜久寿」理事会で別に定める。

附則

この規程は、平成22年 1月 26日から施行する。

附則 平成25年4月1日一部改正

この規程は、平成25年 4月 1日から施行する。

附則

この規定は、平成 27年 8月 1日から施行する。

附則

この規程は、平成28年 7月 1日から施行する。

附則

この規程は、平成29年 5月 1日から施行する。

附則

この規程は、平成29年 12月 22日から施行する。

附則

この規程は、平成30年 4月 1日から施行する。

附則

この規程は、令和1年 5月 1日から施行する。

附則

この規程は、令和1年 11月 1日から施行する。

附則

この規程は、令和3年 4月 1日から施行する。

附則

この規程は、令和3年 8月 1日から施行する。

附則

この規程は、令和4年 4月 1日から施行する。

附則

この規程は、令和5年 4月 1日から施行する。

附則

この規程は、令和5年 12月 1日から施行する。

附則

この規程は、令和6年 4月 1日から施行する。

附則

この規程は、令和7年 4月 1日から施行する。

別紙 1

施設に勤務する職員の職種員数及び職務内容は、次のとおりとする。

(1) 職種及び員数 (令和7年4月1日現在)

職 種	人 員	
	常 勤	非 常 勤
施 設 長	1	
事 務 員	1	2
生 活 相 談 員	1	
介 護 職 員	20	2
介護支援専門員	1 (兼務)	
看 護 職 員	2	
機能訓練指導員		1
管 理 栄 養 士	1	
調 理 員		外部委託
医師 (嘱託)		1
(精神科医)		
計	25	5

※介護職員18名のうち4名の常勤介護職員は併設（介護予防）短期入所生活介護事業所職員が夜勤で関わるため記載

(2) 職務内容

施 設 長	本会理事会の命を受け、施設の業務を統括するとともに、介護の利用の申込に係る調整職員の指揮監督及び管理運営に当たる。
事 務 員	施設運営に関する事務に従事する。
生 活 相 談 員	入居者生活向上のための相談、助言その他の援助に当たる。
介 護 職 員	入居者の介護、日常生活上の世話、レクリエーション等の提供に当たる。
介護支援専門員	施設サービス計画の作成とその実地状況及び評価に当たる。
看 護 職 員	入居者の看護、日常生活上の世話及び健康管理に当たる。
機能訓練指導員	機能訓練の指導及び実施に当たる。
管 理 栄 養 士	給食献立及び給食業務に当たる。
調 理 員	給食業務に当たる。
医 師	入居者の健康管理、診療及び保健衛生の指導に当たる。